

提 案 競 技 審 査 基 準

(1)審査項目

評価項目、評価基準		配点
実施体制の評価		20
	業務実施に必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 個人情報保護の取り組み等、事業の適切な管理運営が行えるか。	
事業実施能力の評価		20
	県の実施する子育て支援事業の基本的な知識を有しているか。 動画制作、テレビCMの放映、動画を活用した広報の内容に一貫性があるか。 最適なスケジュールで提案されているか。 積算内容及び積算額は、仕様書に基づき算定根拠が示され、効果的な費用配分となっているか。 同種業務の実績を十分に持ち合わせており、知見があるか。	
動画の制作		30
	委託事業の目的にそった企画提案であるか。 ターゲットに情報が届く、伝わる工夫がなされており、十分な閲覧数が見込めるか。 動画は広告配信後も使用可能な内容になっているか。	
動画を活用した広報		20
	ターゲットの選出及びターゲットに向けた広告媒体の選定は一貫性のある判断がなされているか。 媒体の設定・放映回数等が効果的にされているか。	
効果検証		10
	現実的な計測方法が提案されており、本事業が来期以降も最適化できるような評価方法が確立されているか。 事業を推進するなかでどのようなデータを取得しどのような示唆を出すために分析し、県の知見として蓄積するのか構想が示されているか。	
合 計		100

(2)審査方法

企画書による書面及びプレゼンテーション審査とし、各審査委員が企画書を採点し合計点が最も高かった者と契約する。

最高点が複数ある場合は、審査委員長がこれを決める。